

会計年度任用職員（少子化対策事務支援員）募集要項

項 目	内 容
職名	少子化対策事務支援員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、<u>期間を定めた任用であり、令和 8 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u>
任用予定人数	1 名
勤務職場	子供政策連携室総合推進部連携推進課 （東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 34 階南側）
職務内容	1 少子化の現状や対策等の調査研究における補助業務（データ整理・分析、資料作成等） 2 補助金に係る諸手続きの補助業務 3 各局、事業者、関係機関（区市町村等）との連絡調整 4 その他、少子化対策の推進に関する業務
応募資格・求められる能力	・少子化対策に関する一定の知識、又は実務経験等を有すること ・パソコン（Excel、Word、PowerPoint 等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができること ・分かりやすく説得力のある説明資料を作成することができること ・都庁内外の関係部署と円滑な連絡調整ができること ・意欲を持って職務を遂行できること ・服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること ・災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	月 16 日（原則として土日・祝日・年末年始を除く）
勤務時間	1 日 7 時間 45 分 ※ 所定勤務時間を超える勤務の有無：有 （業務の必要上やむを得ない場合）
休憩時間	原則 12 時 00 分から 13 時 00 分まで（常勤職員の例による）
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

報酬額	月額 201,600 円（改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限 55,000 円/月） ※ 原則として毎月 15 日支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給
社会保険	東京都職員共済組合（短期給付及び福祉事業を適用）、厚生年金保険、雇用保険の加入：有 ※ 一定の要件を満たす場合
応募方法等	1 応募方法 「会計年度任用職員申込書（第 1 号様式）」（写真を必ず貼付）を下記「問合せ」先まで提出してください。（郵送、持参又は電子メール） ※ 電話番号は、日中に連絡のとれる番号を記入してください。 ※ 志望動機は、できるだけ 200 字程度で記入してください。（別紙可） ※ 郵送の場合は、簡易書留とし、封筒の表に「会計年度任用職員採用申込」と赤字でお書きください。 ※ 持参の場合は、平日の午前 10 時から午後 5 時まで ※ 応募書類は選考及び合否の連絡等、採用に関する業務にのみ使用し、他の目的には使用しません。 ※ 応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。 2 申込期限 令和 7 年 10 月 9 日（木曜日）必着
選考方法	1 第一次選考 書類選考 2 第二次選考 面接選考 各選考の結果及び面接（10 月第二週から第四週頃を予定）の日時については、申込者本人宛てに別途メール（メールアドレスをお持ちでない方には郵送）で通知いたします。 ※ 選考結果及び結果等についての問合せには、一切応じられませんので御了承ください。
問合せ	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 34 階南側 東京都子供政策連携室総合推進部連携推進課連携推進担当 電話（直通）：03-5388-3815 ※ 電話の受付時間は、平日の午前 10 時から午後 5 時までです。 メールアドレス：S1110202@section.metro.tokyo.jp